

Title	ヨアヒム・ルシュカ著『論理的・分析的方法による刑法』
Sub Title	Joachim Hruschka, "Strafrecht nach logisch-analytischer Methode"
Author	井田, 良(Ida, Makoto)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1984
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.57, No.1 (1984. 1) ,p.119- 127
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19840128-0119">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19840128-0119</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 紹介と批評

Joachim Hruschka

### *Strafrecht nach logisch-analytischer*

*Methode,*

### *Systematisch entwickelte Fülle mit Lösungen*

*zum Allgemeinen Teil*

Berlin / New York: Walter de Gruyter, 1983, 435 Seiten

ヨアヒム・ルシユカ 著

### 『論理的・分析的方法による刑法』

一 本書は、学生のために書かれた演習書(事例問題集)であるが、方法的に顕著な特色を持つている。筆者は、これまで、法学方法論の分野で広く注目された研究を残しているが、理論刑法学の領域においても、独自の徹底した分析によつて異彩を放つ多くの論文を発表している。本書は、四〇〇頁を越える大きな書物であり、筆者のこれまでの理論刑法学研究的の総決算と

しての意味を持つことは疑いが無い。

以下においては、若干の感想をつけ加えながら、本書の大意を紹介することにする。

(1) ルシユカの法学方法論上の見解は、青井秀夫「現代西ドイツ法学的的方法論の一断面(統)」「法律学的ヘルメノイティク」の紹介と検討―法学三九卷三・四号(一九七六年)八七頁以下において詳しく紹介・検討されている。

(2) ルシユカの経歴・著作等については、宮澤浩一「西ドイツ刑法学(一九七八年)二三頁以下、同・追録Ⅰ(一九八一年)八頁、同・追録Ⅱ(一九八三年)三四頁を参照。

二 序文においては、本書においてルシユカの用いている基本的な方法(論理的・分析的方法)の内容が明らかにされている(Ⅶ～ⅩⅩ頁)。まず、ルシユカは、これまでの刑法学研究の問題点を指摘し、それを克服するために如何なる方法を採るべきかを論ずる。

ルシユカによれば、従来の刑法の教科書においては、一つの統一的な観点の下で検討されるべき諸事例が、体系によつて分断されて研究されるという弊害が生じている。そのため、関連性のある諸問題を一体のものとして、しかもそれらの根本にある諸原理を究明しながら研究することは、しばしば妨げられてきた。これまでの刑法総論においては、問題とされる事例がたまたま思いつかれたものに限られており、しかもそれらが犯罪論体系のそれぞれの場所で孤立的に取り扱われるために、他

の事例との間にある内的な関連性を認識することが困難になるのである。このような「一面性」を克服するためには、まず、事例から出発して、関連性のある、ひとまとまりの諸事例を考案する、即ち「事例を体系的に展開する」ことが必要である（本書の副題参照）。その上で、ある事例グループの解決を規定する原理を発見し、他の事例グループの解決を規定する原理との体系的な関係を明らかにしなければならない。

こうして、従来の「体系的」「演繹的」方法に対して、ルシユカは、事例から出発して、関連ある一類型の事例の解決を規定する原理を発見し、これと他の類型の事例の解決を規定する原理との関係を究明し、より高次の原理を求めるといふ、いわば帰納的な方法を採用すべきことを主張しているように思われる。それでは、そもそも、学としての刑法学の対象・任務は何なのであろうか。<sup>(3)</sup>

ルシユカによれば、学問としての、刑法学の対象は刑法典ではない。刑法典は、諸々の問題に対する一つの解答を示しているのに過ぎないのであり、しかも刑法典は常に欠陥を伴っている。加えて、学問の対象は、時代・場所によって変わるようなものであってはならない。刑法学の対象は、問いそれ自体である。時代とともに問題の解決方法は変化しても、問題自体は変わらないし、立法者がこれに手を加えることもできない。そこで、我々は、問題の解決を規定する前法的・後法的原理を究明して、実定法自体を批判し得る基準（Maßstab）を得なければならな

いのである。

こうして、ルシユカによれば、本書の方法は「論理的・分析的方法」でなければならない。それが「分析的」であるのは、様々な事例問題の解決を分析して、総合的な解決がなされているか、一つの問題の解決が他の問題の解決と矛盾しないか、それぞれの問題解決の拠って立つ原理は何か、を明らかにすることが目指されているからなのである（なお、本書三八八頁参照）。

他方、「論理的」であることは、刑法学の議論が合理性を持つための前提である。換言すれば、刑法学の命題や論証が有意味であり、合理的であるためには、論理法則や（日常）言語の使用規則に従うことが必須の条件となる。それによって、「規範的」「評価的」考察方法もまた限界づけられ、コントロールされなくてはならないのである。例えば、ルシユカは、次のように主張する。法律を文字通りに読むこと（それが合理性の第一条件である）からはじめることをせずに、「解釈」の名の下に日常の用語法を破るような意味を与えてはならない。法律に不十分なところや矛盾のあることが明らかになったなら、『疑わしい』『矛盾がある』と言うべきで、「解釈」によりこれを覆い隠してはならない。用いられる概念は、明確で、他とはっきり区別されたものでなければならない。一度与えられた定義は、最後まで守り通されなければならない。要するに、「論理的・分析的方法」を採用本書が強調するのは、「知的誠実や（intellektuelle Redlichkeit）」の要求なのである。

以上のようなルシユカの見解は、法学方法論における最近の傾向と切り離して理解することはできないであろう。特に、従来しばしば見られたように、自然科学的な意味における、理論の——問題状況を離れた——「客観性」を追求するのではなく、実践のレベルに定位し、一定の「対話状況」の中でコミュニケーションを通じてコンセンサスを獲得するための諸条件を求めようとする近時の有力な流れの中で捉えられなければならないように思われる。その意味で、ルシユカの所説は極めて刺激的であるが、立ち入った検討は別の機会に行なうことにしたいと思う。

(3) 刑法解釈学の対象と任務に関する筆者の見解は、*Das Strafrecht neu durchdenken*, GA 1981, S. 237 ff. に詳しく展開されている。

(4) 単純には *Karl Larenz, Methodenlehre der Rechtswissenschaft*, 5. Aufl. 1983, S. 140 ff. 参照。哲学的背景については *Jürgen Habermas, Wahrheitstheorien*, in: *Wirklichkeit und Reflexion*, herausgeg. von Helmut Fahrenbach, 1973, S. 211 ff. を示唆に富む。

三 第一章では、犯罪を構成する諸々のメルクマール相互の時間的・内容的な関係が問題とされる(一六七頁)。ルシユカは、諸事例の検討を通じて、犯罪メルクマール相互の關係に妥当する原則として、同時存在の原則(*Simultaneitätsprinzip*)と関連性の原則(*Referenzprinzip*)を導き出す。

同時存在の原則とは、全ての犯罪メルクマールは実行行為の時点で同時に存在しなければならないという原則である。従って、例えば、「事前の故意(*dolus antecedens*)」や「事後の故意(*dolus subsequens*)」は、「法的意味における故意では有り得ない。また、関連性の原則によれば、犯罪を構成する諸々のメルクマールは相互に関連し合うものでなければならぬ。犯罪の成立が認められるためには、何らかの構成要件に該当し、何らかの犯罪の故意があり、何らかの点で違法であり、責任があるというのでは足りないのである。こうした同時存在の原則および関連性の原則は、いずれも、論理学の法則の一つである「同一律(自同律)」に基くものである。

同時存在の原則から特に問題となるのは、いわゆる「概括的故意」の事例である。例えば、(未必的)殺意をもって首を絞め、相手がすでに死亡したものと思つて肥溜めに投じたため溺死したような場合、ルシユカによれば、殺人既遂罪の成立を認めることはできない。何故ならば、第一に、現実死亡の結果を生じさせた行為を行なつた時点においては殺意がなく、それにもかかわらず、殺人既遂を認めるのは同時存在の原則に反するからである。第二に、首を絞めることは溺死させるための相当な手段でない以上、首を絞める行為と溺死の結果の間に「客観的目的連関」を認めることができず、また、首を絞めることが(すでに)殺人の実行行為だと考えるならば、同じ人間を(故意と過失で)二度殺したことを認めざるを得ず、不合理だからであ

る。

他方、「原因において自由な行為」の事例について同時存在の原則を守ろうとすると、責任能力のある時点に遡って構成要件の実現を考へるべきであるように思われるが、ルシュカによれば、このような「遡及説」(Vorüberlegungsdoktrin)は否定されるべきである。というのは、犯罪構成要件の言語が国語としての意味を持つべきであるならば、原因設定時の行為に構成要件該当性を認めることはできない(例えば、飲酒行為が「窃取」にあたることはできない)からであり、また、そもそも刑法法規は犯罪行為それ自体を処罰しているものであって、犯罪行為の原因となる行為を処罰しているのではないからである。そこで、原因において自由な行為の可罰性を肯定するためには、正面向か責任能力に関する規定(西ドイツ刑法二〇条)の例外を認める以外に方法はないのである。こうして、ルシュカは、実行行為の時点を超えて構成要件該当性を認める「遡及説」を放棄して、率直に責任能力の規定の例外を認めるといふ「醒めた分析」で置きかえるべきであり、——些か逆説的に聞こえるが——そうしてはじめて同時存在の原則は守られると主張するのである。<sup>(5)</sup>

さて、ルシュカの言う「同時存在の原則」の内容自体は、これまで当然の前提とされていたのであって、新しいものではない。しかし、この同時存在の原則が間接正犯の場合などにも困難な問題を提示することにも注意せねばならないであろう。そこで、「遡及説」批判を中心とするルシュカの見解の妥当性

は——本書では取り上げられていない——間接正犯論・共犯論において検証される必要があると思われる。また、「概括的故意」について見ると、第一の行為の時点で未必的殺意があったに過ぎない場合に考察の対象を限定しているように思われ、確定的殺意をもって第一の行為を行なった場合や、さらには殺害後の死体の処理のために第二の行為を行なうことを事前に予定していた場合について言及していないのは不可解と言わざるを得ない(少なくとも後者の場合には既遂を認めなければならないが、ルシュカの立場からはその理由づけが困難である)。

原因において自由な行為に関するルシュカの見解については、何よりも、どのような場合に如何なる限度で、ルシュカの言う例外が許容されるのが問題となろう。ルシュカは、第四章で問題を一般化した上で、この点について詳細な検討を加えている。そこで、続いて、第四章の内容を概観することにした。

(5) すでに、原因において自由な行為について、「遡及説」は否定すべきであり、責任能力の規定の適用範囲を制限するといふ理論構成に於けるべきだとした筆者の論稿として、*Der Begriff der actio libera in causa und die Begründung ihrer Strafbarkeit - BGHSt 21, 381, Jus 1968, S. 554 ff.; Methodenprobleme bei der Tatzurechnung trotz Schuldfähigkeit des Täters, SchwZStR 90. Jahrg. 1974, S. 48 ff. 以下。*

四 ルシュカによれば、「原因において自由な行為」と同じ問題は、責任能力についてだけでなく、犯罪を構成する全ての

要素との関係で生ずる。つまり、原因において自由な行為の問題は、行為時に犯罪メルクマールの一つが欠け、しかも、その欠けたことについて行為者に何らかの「責任」が認められるような事例をどのように判断するべきかの問題に一般化することができるのである。

免責的緊急避難(西ドイツ刑法三五条)について見ると、緊急避難せざるを得ない状況を自ら惹起した者は、緊急避難によって免責されないことが実定法上規定されている(三五条一項二段)。

ルシュカによれば、このような例外が認められるためには、危険を生じさせたことについて「義務違反(Obliegenheitsverletzung)」が肯定されなくてはならない。この義務は、「本来の(primär)規範」(例えば、「人を殺すな」「傷害するな」といった禁止や命令)の持つ法益保護の目的を十二分に達成するために補充的に必要となる「二次的な(sekundär)規範」から生じ、行為の時点を判断時とする客観的な判断により避難行為に出ざるを得ない可能性が予想されるような危険状況に自ら陥ることによって侵害されるのである。このようにして、ルシュカは、そもそも免責事由が存在しない場合に認められる「通常の帰責(örtliche Zurechnung)」と、免責事由の原則的な要件が充足されているにもかかわらず例外的に、免責が認められない場合の「例外的帰責(außerordentliche Zurechnung)」とを区別し、例外的帰責が肯定されるための要件とその限界を明らかにしようとするのである。責任能力に関しても同様である。責任能力が行為

時に存在しないにもかかわらず「例外的帰責」が認められるためには、責任能力の状態を生じさせたことについて「義務違反」が肯定されることが必要である。この場合には、行為者は、例外的に、責任無能力の状態下における行為について責任を問われるのであり、「遡及説」の言うように、原因設定時の行為に遡って責任を問われるのではない。そのほか、同様のことは、不作為犯において作為義務を果たし得る能力を自ら事前に失わせた場合や、故意・違法性の意識などの帰責要件を自ら失わせた場合についても妥当する。これらの場合にも、「例外的帰責」は許され、従って、その要件と限界を明らかにしなければならぬのである。

これに対して、ルシュカによれば、行為の違法性に関係する(客観的)要件については事情が異なる。例えば、行為時に客観的構成要件要素の一つを具備しないようにした場合(公務員が、請託を受けずに行なった不正行為について、辞職した後、賄賂にあたる利益を得たような場合)、そこには義務違反が存在せず、「例外的帰責」を認める訳には行かない。同様に、違法性が阻却される緊急避難(西ドイツ刑法三四条)についても、危険を自ら招いた事例で「例外的帰責」を認めることはできないのである。

それでは、何故、このように「例外的帰責」を認め得る場合と認め得ない場合が存在するのであろうか。ルシュカによれば、刑法上の規則(Regel = Vorschrift)の中には、違法かどうかを判断する規則と帰責の有無を判断する規則という二つの独立し

た規則の体系が存在する。違法性の存否を判断する規則と帰責に関する規則は、それぞれ異なった性格を持つから、前者に関する事情については「例外的帰責」が認められず、後者に関する事情については「例外的帰責」を認め得るとするのである。ただし、ルシユカは、違法性を判断する法命題(特に、違法阻却を規定する許容命題)の中にも、規範と規範の干渉・競合を調整したり、一定の場合にはある規範による義務づけ自体を高次の観点から否定する「メタ規範」があり、これに基づいて認められる義務の衝突や正当防衛などについては「例外的帰責」を認め得る余地があるとしている(例えば、挑発防衛の場合など)。

さて、以上のようなルシユカの見解には、興味深いものがある。ここでは立ち入った検討は不可能であるが、「通常の帰責」と「例外的帰責」を率直に区別し、特に「例外的帰責」を基礎づける「義務(Obliegenheit)」が本来の規範とは区別される「二次的な禁止・命令」から生ずることを明らかにしたこと(重要である。また、西ドイツ刑法の(違法性を阻却する)緊急避難が、反面において、避難者の緊急救助義務(三三三条C)やその他の作為義務(二三条参照)、および被害者側の受忍義務やさらには一定の作為義務を予定しているとするならば、「例外的帰責」を認めると義務づけの上での矛盾・混乱が生ずるが、正当防衛のように行為者に反撃の「権利」を与えるに過ぎない場合には問題は起こらないというのもその通りであろう。この区別を、当該の正当化事由が「メタ規範」に基づくものかどうか

かにより説明することにはなお検討の余地があるが、西ドイツの実定法の解釈として、多くの点でルシユカの見解が説得力を持つことは否定できないように思われる。

もっとも、疑問に感ずる点もなくはない。原因において自由な行為に限ってみても、ルシユカの見解を採るとき、原因設定行為と現実の加害行為との関連が弱められ、処罰範囲の拡大が危惧されることも否定できないように思われる(例えば、故意犯を認めるためには、原因設定時において、「利用意思」はもちろん結果の子見さえも不必要だということにならざるを得ないのではないだろうか)。

(6) 規範体系に内在する原理により、規範違反が存在しないとされる場合の正当化事由(intrasystematischer Rechtfertigungsgrund)と「メタ規範」に基づく正当化事由(extrasystematischer Rechtfertigungsgrund)の区別の詳細については、筆者の *Extrasytematische Rechtfertigungsgründe, Festschrift für Dreher*, 1977, S. 189 ff. (紹介、恒光徹・甲南法字二三巻一号大(一頁以下)参照)。

(7) 例外的帰責を認め得る根拠に関する原理的考察は、*Strukturen der Zurechnung*, 1976, S. 48 ff. に見られぬ。

(8) 名々 *Günther Jakobs, Strafrecht, Allgemeiner Teil*, 1983, S. 415 Fußn. 118 参照。

五 第二章においては、緊急避難(および正当防衛)と、危難の状況において関係者の負う様々な作為・不作為義務との論理的な対応関係がトータルに問題とされている(六八―一七六頁)。

特に、(攻撃的・防禦的)緊急避難の「権利(Befugnis)」とそれに対応する様々な義務を基礎づける諸原理を明らかにし、権利と義務の間の相互関係を確定することが第二章のテーマである。

本章の分析において、ルシュカカの「論理的・分析的方法」が最も精彩を放っているように感じられるが、西ドイツの実定法の解釈論が中心で、我々の直接の参考になる点は少ないように思われるので、詳しい内容の紹介は省略したい。

六 第三章では、錯誤論が取り扱われている(一七七―二六八頁)。ここでは、事実の錯誤、特に違法性に関係する事実の錯誤についてのルシュカカの見解を紹介しよう。

錯誤とは犯罪の客観面と主観面の齟齬を言うが、そもそも客観面と主観面の組み合わせについては、一六通りの可能性しかない(しかも、この一六個の事例のうち、客観面と主観面が符合する四事例を除くと、錯誤として問題となるのは二事例に過ぎないことになる)。こうして、これら全ての事例について矛盾のない首尾一貫した解釈を發見することが課題となる。

ルシュカカによれば、西ドイツの通説の見解を前提として、これらの事例を矛盾なく解決するためには、次の二つの原則を立てる必要がある。すなわち、第一に、違法阻却事由の客観的要件が存在するときには——たとえ、行為者がその事情を認識しなかったとしても——既遂にはなり得ない(逆から言えば、犯罪

が既遂となるためには、構成要件に該当する事実が存在し、かつ正当化事由にあたる事実が存在しないことが必要である)。第二に、違法阻却事由にあたる事情を認識したときは、故意犯の違法は阻却される。従って、(構成要件の故意とは区別された)違法要素としての故意(Antvorsatz)が阻却されなければならない。

第一の原則は、何故、認められなければならないのだろうか。まず、違法阻却事由の客観的要件は存在するが、行為者がこれを認識していない場合(例えば、偶然防衛のように主観的正当化要素たる防衛の意思が存在しない場合)には、違法性は阻却されないとするのが西ドイツの通説である。もつとも、ルシュカカによれば、客観的に違法阻却事由がある以上、違法だとしても、純然たる故意既遂犯の場合と同視することはできない。むしろ、通常の未遂犯の場合と同様に扱うべきである。何故なら、主観面において未遂犯の場合と全く同じであるばかりでなく、客観面においても、未遂犯の場合と違法阻却事由の客観的要件のみが存在する場合とは、(既遂の)違法性を基礎づける要素がそれぞれ片方ずつ欠如する点で共通だからである。第二の原則も、諸々の事例を比較検討することによって導かれる。前述のように、違法阻却事由の客観的要件が存在しながら、これを行為者が認識していない場合に違法性が阻却されないとすると、そのことは、(客観面では正当化のための要件に欠けるところがないのに)行為者が違法な事実を認識していたというそれだけの理由で行為が違法だとされることを意味する。もしそうだとすれば、客

観的にも違法阻却事由の要件が存しない純然たる故意既遂犯の場合にも、実は、主観面の認識が故意の不法を基礎づけていると考えなければならぬ。逆に、客観的には存在しない、違法阻却事由にあたる事実を認識した場合(例えば、誤想防衛、誤想避難の場合)には、故意の違法性を基礎づける決定的な要素が欠けることになる。従って、この場合には、違法要素たる故意が阻却されると考えなくてはならないのである。以上のようにして、ルシュカは、前記の二つの原則を認めることによって、問題となる錯誤事例も全て矛盾なく解決し得るとするのである。

さて、右のようなルシュカの分析においては、構成要件にあたる事実も違法阻却事由にあたる事実も、違法性を基礎づけるにあたっては全く同等の意味を持つという規範論上の立場が前提とされていることに注意しなければならない。しかし、同じ前提に立って、特に違法阻却の要件として主観的正当化要素が必要だとする見解を採る限りは、ルシュカの所説の正当性を疑い得ないように思われる。

(6) この点についての徹底した説明は、*Der Gegenstand des Rechtswidrigkeitssurteils nach heutigem Strafrecht*, GA 1980, S. 1 ff. に見られる。

七 さて、本書には、右に紹介した本論のほか、付録(Ahang)として二章が付け加えられている。その一つは、犯罪競合論に関する比較的詳しい叙述であり(三七八―三七七頁)、他は、

本論に現れた重要な諸概念についての解説(三八八―四二八頁)である。そのうち、特に興味深いのは、ルシュカの犯罪競合に關する見解である。

周知のように、犯罪競合、特にいわゆる法条競合をめぐることは概念の混乱が著しく、その判断方法も充分整理されていない状況にある。ルシュカは、クルークの分析に従い論理学的カテゴリーを用いて透徹した理解に達している。

思うに、罪数論は、当該の事実を如何なる刑罰法規によって評価すべきか(単一の刑罰法規による一回的な評価で足りるか、複数の刑罰法規による評価が必要か、あるいは同一刑罰法規による複数回の評価が必要か)を明らかにすること、(それを前提として)事実に対する処断刑を確定することの二つの課題を持つている。<sup>(1)</sup>そして、クルーク・ルシュカの分析は、特に、当該事例の包括的評価に必要な刑罰法規およびその評価の回数を明らかにするという適用刑罰法規の確定の問題の解決にあたって、重要な示唆を与えているように思われる。少なくとも、犯罪競合論の基礎を反省するに際して慎重な検討を必要とすると言うべきである。

ルシュカは、まず、一個の行為に対して複数の刑罰法規を適用することが問題になる場合と、数個の独立した行為に対して複数の刑罰法規を適用することが問題になる場合とに大別する。まず、前者の場合、例えば、一個の行為に対して相異なる二つの刑罰法規の適用が問題になる場合について検討すると、そもそも相異なる二つの犯罪構成要件の成立範囲相互の關係につ

いては、論理的に、三つの可能性しか有り得ない。すなわち、(1) 二つの構成要件を同時に充足する具体的な行為を全く考え得ない場合、(2) 二つの構成要件の成立範囲が重なり合う場合、従って、二つの構成要件を同時に充足する具体的な行為が一つ以上想定できる場合、そして、(3) 一つの構成要件を充足する行為は同時に必ず他の構成要件をも充足するが、その逆は真でない場合、である。こうして、一個の行為に対する二つの刑罰法規の適用が問題になる場合は、結局、(2)の場合か(3)の場合かのどちらかではない。(3)は、特別法が優先的に適用される場合(特別関係)であり、(2)には、④法律の明示の規定によってどちらかの刑罰法規だけが適用される場合(明示の補充関係)、⑤解釈上、一方の刑罰法規のみが適用される場合(黙示の補充関係<sup>11</sup>吸収関係)、⑥観念的競合の場合の三つの可能性がある。このようにして、ルシユカによれば、法条競合のカテゴリーとしては、特別関係と補充関係の二種類しか有り得ず、いわゆる吸収関係は、補充関係の一場合をなす下位のカテゴリーではないのである。

他方において、複数の独立した行為に対して複数の刑罰法規を適用することが問題になるのは、実在的競合 (Realkonkurrenz) の場合である。この(広義の)実在的競合の中には、併合罪 (Tatmehrheit) ばかりでなく、共罰的事前・事後・随伴行為として結局は一つの刑罰法規のみで処断される場合が含まれるが、独立した複数の行為が処罰の対象となる以上、この場合をも「法条競合」と呼ぶのは適切でないのである。

(10) Ulrich Klug, Zum Begriff der Gesetzeskonkurrenz, ZStw Bd. 68, 1986, S. 399 ff.  
 (11) 原 正博, Eberhard Schmidhäuser, Strafrecht, Allgemeiner Teil, Lehrbuch, 2. Aufl. 1975, 18/1 ff., S. 719 ff.

八 以上で本書の紹介を終える。疑いもなく明らかなことは、本書の中に、刑法解釈学の方法に関する一個の新しい「思想」が表明されていることであろう。そこで、わが国の刑法学における方法論研究の現状を反省するよすがとするためにも、本書のような書物に接することは有益であるように思われる。

井田 良